

国立大学改革について

これまでの改革の状況

評価に基づく
配分
(運営費交付金)

- 「**成果を中心とする実績状況に基づく配分**」を導入 (R元～)
→ 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分
【令和元年度：700億円 令和2年度：850億円】
- 「**3つの重点支援の枠組み**」による評価に基づく再配分
→ 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化を推進 (H28～)
【重点支援①】地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学)
【重点支援②】分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進(15大学)
【重点支援③】世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)

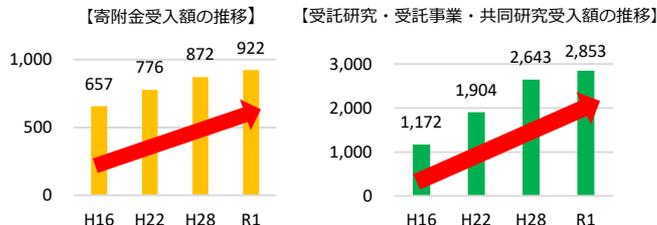
世界最高水準
の教育研究

- **世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる法人を「指定国立大学法人」として指定** (現在9法人を指定)

平成29年 6月30日 東北大学、東京大学、京都大学を指定
平成30年 3月20日 東京工業大学、名古屋大学を指定
平成30年10月23日 大阪大学を指定
令和元年 9月 5日 一橋大学を指定
令和2年 10月15日 筑波大学、東京医科歯科大学を指定

財務基盤の
強化

- 外部資金受入額は、**法人化以降、大きく増加**



大学間ネット
ワークの強化

- 大学等の管理運営等の改善等を図るため、**一つの国立大学法人が複数の大学を設置することが可能となる制度改正**

→ **国立大学法人東海国立大学機構** 設置 (R2)
(国立大学法人岐阜大学 + 国立大学法人名古屋大学)

【法人統合に向けた検討状況】

- ・ 静岡大学、浜松医科大学 (R3予定)
- ・ 奈良教育大学、奈良女子大学 (R3予定)
- ・ 小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学 (R4予定)

更なる国立大学改革の推進

2019年

2月

「**人事給与マネジメント改革に関するガイドライン**」策定
(業績評価・処遇への反映、年俸制の見直し、テュアトラック制・加算ポイント制の活用)

5月

経営改革を推進する**法律等の制度改正**
(**一法人複数大学制度**、**外部理事の複数登用**、国立大学法人評価と認証評価の連携)

6月

第4期中期目標期間 (2022年度～) を見据えた「**国立大学の改革方針**」策定
(国立大学の役割、改革の方向性等)

2020年

社会変革を先導する国立大学法人制度の抜本的改革に向けた検討の着手
(「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」(金丸恭文座長)を設置し、各大学の機能、産業界・地域のニーズを踏まえた中期目標・中期計画の策定、大学債、産学連携システムの改善など**新たな自主財源確保を可能とする各種制度整備**)

「**国立大学法人ガバナンス・コード**」策定
(大学のミッション・戦略の明確化、経営協議会等の体制、ステークホルダーへの情報開示等)

第4期中期目標期間
2022年～(6年間)

「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について

閣議決定文書における国立大学法人運営費交付金関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化—「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成 ②大学改革等

国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討⁷²する。 72 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅲ部 各論 第2章 知の創造

（2）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出 ②目標達成に向けた施策・対応策

<大学等の経営環境の改善>《国立大学法人運営費交付金等の改革》

- 国立大学法人の第4期中期目標期間に向けて、2021年度中に、運営費交付金全体について、一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組めるよう、期間中の教育と研究の成果に基づく配分の仕組みを検討し、結論を得る。

検討事項

- 国立大学法人運営費交付金が果たすべき役割
- 国立大学法人運営費交付金の構成（例、基幹的部分、評価に基づく部分、その他 など）
- 学内資源配分の見直しを促進する仕組みの在り方
- 第3期中期目標期間から導入された「3つの重点支援の枠組み」の在り方
- 評価に基づく配分の在り方
 - ・第3期中期目標期間における「各大学の評価指標（KPI）に対する評価」に基づく配分について
 - ・第3期中期目標期間における「成果を中心とする実績状況」に基づく配分について

検討のスケジュール

令和2年10月30日（金）に第1回検討会を開催。

令和3年夏前に最終報告をとりまとめる予定。

検討会議メンバー（敬称略、五十音順）

阿部 守一	長野県知事
上山 隆大	内閣府総合科学技術・イノベーション会議議員
片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
車谷 暢昭	株式会社東芝取締役代表執行役社長CEO
齊藤 貴浩	大阪大学経営企画オフィス教授
篠原 弘道	NTT 取締役会長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
杉村 美紀	上智大学副学長
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
永井 良三	自治医科大学長
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
林 隆之	政策研究大学院大学教授
益戸 正樹	UiPath 株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所理事長
観山 正見	広島大学特任教授
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について

経済財政運営と改革の基本方針2019における関連箇所の記載

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等 (2) 主要分野ごとの改革の取組 ④ 文教・科学技術 (基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的の大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において検討する事項

- ・国と国立大学法人との間「自律的契約関係」について
- ・戦略的な大学経営について (世界標準の能力・業績評価制度・報酬体系の確立、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化、学長、学部長等の選考方法の在り方 など)
- ・経営基盤を強化するための規制緩和について (授業料、学生定員の弾力化、長期借入・大学債の要件緩和 など)
- ・世界最高水準の教育研究環境の早期実現 (日常的な英語による教育研究の早期実現 など)

検討のスケジュール

- 令和2年9月：中間とりまとめ
- 令和2年中（予定）：審議まとめ

経営裁量を拡大し、世界の先進大学並みの自律した、个性的かつ戦略的¹な大学経営を可能とする国立大学法人を実現
知識集約型社会へ移行する中、産業の新陳代謝を促す推進力として、社会変革を駆動する真の経営体へ国立大学法人を転換

全世界的なDXの変革が進む中、大学経営の新モデル（大学ニューノーマル）で機能を拡張した国立大学法人を駆動力として、日本社会の大転換を加速

国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

- 法人化により、日常的な文科大臣の包括的な監督から、目標管理型へ大きく変わり、法人化の長所を活かした改革は一定程度進んだが、国の管理の仕組みや大学内部の横並びの慣習で、**自律的、个性的かつ戦略的な経営体への転換は道半ば**
- 知識集約型社会への移行期において、国立大学法人に期待される役割が拡大し、**機能を拡張し続けることが求められ、社会から相応の支援を得ることが不可欠な状況**

- **国との関係性における新たな枠組み（自律的契約関係）を再定義**
 - ➔ 国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構築に責任を持つとともに、法人が自らの裁量で機能を拡張できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型へ
 - ➔ 国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた形へ（国が個々の国立大学法人の経営全般にわたる目標を予め設定して管理する枠組みは、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まない）
- **多様なステークホルダーを巻き込み、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体^{※1}へ転換**
 - ➔ 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、多様なステークホルダーとのエンゲージメント^{※2}を通じて信頼関係を深める、ステークホルダーを巻き込んだ大学経営モデルへ

※1 新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内包し、その機能で経済社会システムを変革させることを目指す組織体
 ※2 主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与により、築き上げた信頼関係をもとに、責任を果たし、相互理解を得て、互恵的に協働すること

経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

- 国立大学法人が真の経営体となるためには、「経営裁量を拡大出来る手段」、つまり**拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを開発**していくことが必要
- 国は、国立大学法人が**自らの裁量において戦略的・長期的に安定して活用できる資金を確保し、循環拡大することができる仕組み**を作ることが急務

新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現

- 国は、**大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方**等について、**新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現に向けた弾力化**を早急に検討すべき
- 国及び国立大学法人は、**教員の働き方**について、**制度面及び実務面における運用上の工夫・改善**も早急に進めるべき

中期目標・中期計画の在り方

- 国：**国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を大枠の方針として示す**べき
- 国立大学法人：その中から、**自らの大学経営の目標に照らして、自身のミッションとして位置付けるものを選択**し、これを達成するための方策について、**自らの責任で6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定**することが不可欠

評価の在り方

- 国：**評価全体を簡素化**するとともに、法人評価について、**毎年度の年度評価を廃止**し、原則として、6年間を通した業務実績を評価することすべき
- 国立大学法人：**ガバナンス・コードへの適合状況等の積極的な公表**を行うとともに、それぞれが毎年度行う**自己評価**において、国以外のステークホルダーの視点も取り入れ、**充実・強化**を図るべき

内部統制に係る組織の在り方

- 国：**法人に置くべき組織やその構成、役割などの大枠を示すに留め**、その他の事項については、**法人の経営判断に委ねる**べき（**経営の柔軟性**）
- 国立大学法人：多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得していくため、学長選考会議及び監事が持つ**牽制機能について可視化**させることが必要（**牽制機能の可視化**）
- 国立大学法人：**学長選考会議が自らの権限と見識**において、法人の長に求められる人物像に関する**基準を明らかに**するとともに、**広く学内外から法人の長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考**を行うべき。また、学長等の**幹部候補を発掘、育成、プールする仕組み**も重要

会計制度・会計基準

- 国以外の**多様なステークホルダーの目線からも理解しやすい財務諸表等へ改善**を図ることが必要
- 国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を**戦略的に積立てる仕組みの創設**や、次期中期目標期間に**繰り越しが出来るよう目的積立金の見直し**を行うべき

先行投資財源の確保とその循環拡大

- **大学債発行等**について、**対象事業及び償還期間の更なる拡大・長期化**の検討が必要
- OI支援機能や実用化を目指した共同研究・受託研究等の**研究開発機能**についても、**出資可能な対象事業とするために必要な措置**を講ずる等すべき
- 複数の国立大学法人による**余裕金の共同運用**について、大臣認定に関する**運用を見直す**べき
- 国立大学法人において、公的研究費の**間接経費収入が中長期の財源として活用**できるよう、また、経営体として自ら獲得した財源の**間接経費収入の使途の在り方について検討**を行うべき

定員管理等の柔軟化

- 学位の分野の変更なく、収容定員の総数が増えない場合、**学部・学科の再編等**を伴う定員変更に必要な手続きについて、**抜本的に簡素化**するべき
- 抑制的に取り扱ってきた**国立大学の学部収容定員の在り方を柔軟に取り扱う**ことも含め、魅力的な地方大学の実現に向けた取組を強化するべき
- **優秀な留学生の確保**のため、**定員管理の弾力化**を迅速に講ずると共に、**留学生の授業料の設定の在り方についても柔軟化**を図ることが必要
- **JDPAプログラムの更なる拡大**のため、国内大学、連携先大学それぞれでの**最低修得単位数の軽減**や連携先大学が主となって管理する**留学生定員の扱い等について柔軟化策**を講じるよう取り組むべき